

不開示(マスキング)部分及び理由について

令和8年度政務活動費収支報告関係書類(閲覧用)につきましては、以下の理由により不開示となる部分があります。
該当する部分には、マスキング処理を施していますのでご了承ください。

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	該当理由
・議員の生年月日のうち、月と日 ・議員のクレジットカード番号、ポイントカード番号、支払先が管理する議員のお客様番号等、議員個人を識別できる番号 ・議員の取引金融機関に関する情報 ・議員の預貯金及びプリペイドカードの残高に関する情報 ・議員の所有するクレジットカードの会社、利用条件、利用状況及びポイント等に関する情報 ・議員の自宅又は事務所の所在地、電話番号、メールアドレスなど、公にされていないもの ・議員の携帯電話番号及びその契約内容に関する情報 ・議員のスーパー、家電量販店等のポイントに関する情報 ・議員の所有する車両に関する情報 ・政務活動費以外の議員の取引情報 ・議員の家族等、議員以外の情報 ・支払先(個人)の住所、氏名、電話番号、印影、及び取引金融機関に関する情報 ・支払先(個人、法人問わず)の担当者の氏名及び印影 ・被雇用者の氏名、印影、生年月日、現住所、電話番号及び緊急時の連絡先 ・賃貸契約の保証人(個人)の氏名、住所、電話番号、印影 ・公務員の氏名(所属、職名を除く。)	羽曳野市情報公開条例 第7条第1項第1号 (個人情報)	本件公文書には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これを開示すると、特定の個人を識別され得るおそれがある又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
・支払先(法人)の取引金融機関に関する情報(口座番号を除く。) ・支払先(法人)の代表者印の印影	羽曳野市情報公開条例 第7条第1項第2号 (法人等情報)	本件公文書には、法人に関する情報が記載されており、これを開示すると、取引の安全を害するなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるため。

なお、以下の印影については、開示しているが、偽造防止のための処理を施しています。

- ・議員の印鑑の印影
- ・支払先(法人)の社印の印影
- ・支払先(個人・法人問わず)の領収印の印影